

助けを求める必要がある時

- ・子どもが、自分や他人の身体を傷つけているとき
- ・(その)子どもの両親がDVの関係にあるとき
- ・子どもに現れている問題(症状)が、3、4ヶ月しても変わらないとき
- ・子どもがこのリーフレットにあるような症状や行動を5つ以上示しているとき

あなたが子どものことを心配しているのなら、あなたに出来ることはたくさんあります。あなたの役割は大きいのです。



助けを求めましょう！

助けを求める先・相手

- ・あなたの子どもが通う学校関係者
- ・児童相談所の相談員
- ・配偶者暴力相談支援センター相談員
- ・保健医療関係者(医師、看護師、保健師等)
- ・女性センターなどのカウンセラー

あなたが最初に相談をした人が、上手く相談に乗ってくれない場合もあります。そんな時はあきらめずに、誰か他の人に相談するか、このリーフレットの裏側に載せてあるところに電話してください。

このリーフレットは、「ポストンメディカルセンター 子どもの暴力目撃プロジェクト」が作成したリーフレットを翻訳し加筆修正し、日本DV防止・情報センターの資金提供で作られました。

相談する場所

子どもへの虐待に関する連絡先

◎月～金 午前9時～午後5時30分(土・日・祝は休み)

堺市子ども相談所	072-276-7123
堺区役所 地域福祉課	072-228-7477
中区役所 地域福祉課	072-270-8195
東区役所 地域福祉課	072-287-8112
西区役所 地域福祉課	072-275-1912
南区役所 子育て支援室	072-290-1744
北区役所 子育て支援室	072-258-6621
美原区役所 地域福祉課	072-363-9316

◎上記時間帯以外の夜間・休日(24時間365日対応)

堺市子ども虐待ダイヤル 072-277-4300

◎お住まいの地域を担当する児童相談所に

電話がつながります。(24時間365日対応)

児童相談所全国共通ダイヤル 0570-064-000

※PHS や一部のIP電話からはつながりません。

女性への暴力に関する相談窓口

◎月～金 午前9時～午後5時30分(土・日・祝は休み)

※ただし、女性相談員による相談は月～水・金

(堺区及び南区は月～金) 午前9時～午後4時

各区役所 / 地域福祉課 (南区・北区は子育て支援室) 上記参照

◎上記時間帯以外の夜間・休日(24時間365日対応)

夜間・休日DV電話相談 072-280-2526

配偶者暴力相談支援センター

<http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.htm>



両親や保護者の方へ

DVのなかで過ごす子どもを助けるために



日本DV防止・情報センター
Child Witness to Violence Project
<http://www.dvp-end-abuse.com/>

私たちは「自分の子どもには最良の環境を」と願っています

しかし、子どもの成長や発達には、多くの障害がつきものです。自然災害や事故、愛する人の死といったような明らかな出来事もあります。

一方、家庭や地域社会の中で起こる暴力におびえ、その影響を受けながら毎日の生活を送らざるを得ない、といった目につきにくいものもあります。

大人は、子どもたちが暴力に気づいていない・影響されていないと思っていても、子どもたちは私たちの思う以上に家庭の中の暴力を見たり聞いたりして、知っているのです。



大きな物音が聞こえて、それが怪物だと思ったんだ。でも怪物じゃなかった。僕のお父さんだったんだ。お父さんは、怪物みたいな大きな音を出すんだ。

子どもたちの心配事を注意深く聞き、大人たちが子どもたちを守るためにできるだけのことを行っているのだ、ということを子どもたちに伝えることが大切で、これが子どもたちの助けとなるのです。

近所であのことが起こってから、私は外に出ないの。怖くて……



子どもたちは、複雑な感情を言葉に出来なくて、言葉よりも態度や行動で伝えようとする場合があります。たとえば、ある3歳の男の子は、幼稚園で動物と遊ぶのが大好きです。でも、先生たちの報告によると、この子が繰り返ししているのは、「大きな動物が小さな動物を襲う遊び」でした。

子どもが暴力などの影響を受けているとすれば、次のような症状や行動がよく見られます

- ・眠れない、悪夢、眠ることへの恐怖
- ・頭痛、腹痛、その他の痛み（身体症状）
- ・攻撃的な態度や怒りの感情の高まり
- ・異常なほどの多動（注意欠損児）
- ・起こり得ることについて過度に注意深く、神経過敏で常に心配している（過覚醒）
- ・それまではできていたことができなくなる（トイレトレーニング、色や数字を言うなど）
- ・友だちから遠ざかってひきこもったり、子どもらしい活気がなくなったりする
- ・何に対しても感情を表さない（感情麻痺）
- ・愛する人の安全を過度に心配する
- ・集中できない
- ・繰り返し暴力的なことをして遊ぶ

これらは家や学校など、子どもが日常生活をする場面で、子どもが暴力を見たり聞いたりしてすごしている時に現れることの一部です。

他の事によっても同じ状態が起こる場合があります。しかし、あなたの周りの子どもにこれらの症状や行動があるなら、暴力を目撃していることがその原因のひとつであるかもしれないのです。

あなたがDV加害者と離れ安全になったときも、子どもはこれまでDVという緊張の中で親に甘えることが十分にできずにいたため、子どもはDV環境下と同様の様々な行動をとることが多くあります。

DVは子どもの虐待でもあります

法律はDVが子どもの虐待でもあることを示して、子どもに接する職務上関係者に早期発見と子どもを守る取り組みへの協力を求めています。

DV加害者からの子どもの連れ去りに対処するため、DV防止法上の保護命令を子どもにも適用できます。

子どもを支援する

◎ 子どもへの援助は、人間関係を作ることから始まります。

子どもが安全に守られていると感じられるためには、身近に子どもの助けとなり、子どもを大切にする大人の存在が必要です。

◎ 子どもに「自分の気持ちを話してもいいのだ」と伝えてください。

子どもたちが日々の生活の中で起きていた暴力を、信頼する大人に安心して話せる状況を作ることが大切です。

◎ 「怖い出来事」に関しては、「はっきりと、簡潔に説明しましょう。」

子どもは大人とは異った考え方をするものです。子どもは暴力の本当の原因を正しく理解出来ず、往々にして自分のせいだと考えてしまいます。

◎ 次に何をすることが出来るか、子どもが理解できるように手助けをしましょう。

子どもを守るための「ルール」や「必ずやるという約束」などを決めておくと、子どもは次に何が起こるか予測できて、少し安心するようになります。

◎ 子どもの自尊心を育むようにしましょう。

暴力の中で生活している子どもには特に「自分は愛されていて、能力あって、大切な人なのだ」と気づくことが出来る機会が必要なのです。

◎ 暴力に頼らないで人と関わる方法を教えましょう。

暴力なしで、問題を解決したり、遊んだりする方法を、子どもが学べる必要があります。

◎ 子どもとの関係において、あなた自身が手本を示しましょう。

子どもに丁寧に対応し、非暴力的な方法で問題解決していくことが、子どもへの手本・援助になります。

◎ あなた自身のからだやこころのケアに気を配りましょう。

秘密が守られ、安心してできる場所で、誰かに話を聞いてもらいましょう。